

千葉県告示第198号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和3年 3月26日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
幕張ももの木クリニック	千葉県花見川区幕張町6丁目79-17	令和3年3月1日から 令和9年2月28日まで
医療法人社団咲心会 和久整形外科	千葉県花見川区作新台5-1-5	令和3年3月1日から 令和9年2月28日まで
医療法人社団遊山会 耳鼻咽喉科サージセンターちば	千葉県稲毛区小中台町352-1	令和3年3月1日から 令和9年2月28日まで
うたせ内科・呼吸器内科	千葉県美浜区打瀬1-11-1 幕張ベイタウンアムゼ2F	令和3年3月1日から 令和9年2月28日まで

【訪問看護事業者等】

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーション あやめ誉田	千葉県緑区誉田町2丁目24-128 グリーンハイムII201号室	令和3年2月1日から 令和9年1月31日まで
東千葉駅前訪問看護ステーション	千葉県中央区要町1-8 栗山ビル503	令和3年2月1日から 令和9年1月31日まで
緑が丘訪問看護ステーション	千葉県稲毛区宮野木町1752-15	令和3年3月1日から 令和9年2月28日まで